

【重要】改元に伴うきらぼしビジネスネット・E Bサービスにおけるご留意事項のご案内

2019年3月8日

株式会社きらぼし銀行

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年5月に予定されている平成から新元号への改元に伴い、きらぼしビジネスネット（法人向けインターネットバンキング）、E Bサービスにおいて和暦で日付を設定している一部取引への影響およびお客さまにお願いしたい事項についてご案内申し上げます。

1. 地方税一括納付依頼ファイル ● ■ ◆

2019年5月10日納付分より、旧元号の和暦年「31」で作成されたファイルはエラーとなり、受付ができません。必ず、新元号の和暦年「01」での作成をお願いいたします。

E Bサービスをご利用の場合、新元号に対応したご利用のソフトのバージョンアップ等をお客さまご自身で行っていただく必要がございます。

2019年4月10日納付分の場合：「310410」 ※旧元号の和暦年で設定

2019年5月10日納付分の場合：「010510」 ※新元号の和暦年で設定

※お使いのソフトの新元号対応状況につきましてはお使いのソフト提供元にお問い合わせください。
※画面入力の場合は、西暦表示のため影響ありません。

2. 入出金明細照会[全銀]ファイルおよび振込入金明細照会[全銀]ファイル ● ■ ◆

改元日（2019年5月1日）以降の明細は新元号の和暦年を表示します。

※入出金明細照会[全銀]ファイルおよび振込入金明細照会[全銀]ファイルをシステムと連携されている場合は、連携先のシステムが新元号の和暦年で問題なく取り込めることをお使いのソフト提供元にお問い合わせください。

3. ファクシミリサービス ● ■ / アンサーサービス（FAX） ◆

改元日（2019年5月1日）以降、出力帳票の日付が新元号の和暦年に変更になります。

4. FAX振込受付サービス ◆

振込指定日が改元日（2019年5月1日）以降の場合、振込指定日欄は以下の通り記載してください。

改元日前にFAXを送信する場合：「31年05月●日」 ※旧元号の和暦年で記載

改元日後にFAXを送信する場合：「01年05月●日」 ※新元号の和暦年で記載

以上